

岡山県私学助成制度検討委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 少子化に伴う児童生徒の減少など社会経済環境の変化等を踏まえ、経常費補助金を中心に新しい時代に対応した私学助成制度のあり方を検討するため、岡山県私学助成制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、岡山県における経常費補助金等私学助成制度について調査検討し、提言を行う。

(組 織)

第3条 委員会は、委員11名をもって組織する。

(委 員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから知事が委嘱する。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、議事その他会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、出席した委員の過半数の議決により、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務部総務学事課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。